

(通所介護・第1号通所事業) やすらぎ館デイサービスセンター

1. 介護保険給付の対象となるサービス料金

(1) 基本利用料金(記載は1割の負担額)

※介護報酬に本人負担割合を乗じた額が負担額となります。

1) 通所介護 (送迎の費用は基本部分に含みます)

	1回(1日)あたり	
	単位数	利用者負担額
要介護1	666単位	666円
要介護2	786単位	786円
要介護3	908単位	908円
要介護4	1,029単位	1,029円
要介護5	1,150単位	1,150円

2) 第1号通所事業 (送迎・入浴の費用は基本部分に含みます)

	1月あたり	
	単位数	利用者負担額
要支援1	1,655単位	1,655円
要支援2	3,393単位	3,393円

(2) 加算または減算される料金(記載は1割の負担額)

※介護報酬に本人負担割合を乗じた額が負担額となります。

加算または減算項目	内 容	利用者負担額
① 入浴加算	利用者の身体状況に応じた入浴の介助を実施した場合。	要介護1～5= 50円/日
② サービス提供体制強化加算 I(イ)	介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)の占める割合が50%以上である場合。	要介護1～5= 18円/日 要支援1= 72円/月 要支援2= 144円/月
③ サービス提供体制強化加算 I(ロ)	介護職員の総数のうち介護福祉士(国家資格)の占める割合が40%以上である場合。	要介護1～5= 12円/日 要支援1= 48円/月 要支援2= 96円/月
④ サービス提供体制強化加算 II	職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合。	要介護1～5= 6円/日 要支援1= 24円/月 要支援2= 48円/月
⑤ 認知症加算	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方式で2以上配置していること。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上であること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供にあたる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上配置している場合。	要介護1～5= 60円/日
⑥ 中重度者ケア体制加算	指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上配置していること。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上配置している場合。	要介護1～5= 45円/日
⑦ 栄養改善加算	当該事業所の職員として、又は外部(他の事業所・医療機関等)との連携により管理栄養士を1名以上配置している場合。	要介護1～5及び 要支援1～2= 150円/回 ※月2回を限度とする

⑧ 栄養スクリーニング 加算	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行ない、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。	要介護1~5及び 要支援1~2= 5円/回 ※6月に1回を限度とする
⑨ 若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、通所介護を行なった場合。	要介護1~5= 60円/回
⑩ 口腔機能向上 加算	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。利用者の口腔機能を把握し、言語聴覚士、歯科衛生士等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成。利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い口腔機能向上サービスを行ない、定期的に記録。口腔機能改善管理指導計画の進捗の定期的な評価。	要介護1~5= 150円/回 ※3月以内の期間に限り 月2回まで
⑪ 生活機能向上 連携加算	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、通所介護事業所の職員とリハビリテーション専門職が連携して機能訓練のマネジメントを行なった場合。	要介護1~5及び 要支援1~2= 200円/月 ※個別機能訓練加算(運動器機能向上加算)を算定している場合 100円/月
⑫ ADL 維持加算(I) ADL 維持加算(II)	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善度合いが一定の水準を超えた場合。	要介護1~5= 3円/月 要介護1~5= 6円/月
⑬ 個別機能 訓練加算(I)	指定通所介護を行う時間帯を通じて、 <u>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下、「機能訓練指導員等」といいます。)</u> を1名以上配置していること。	要介護1~5= 46円/日
⑭ 個別機能 訓練加算(II)	専ら機能訓練指導員等を1名以上配置していること。	要介護1~5= 56円/日
⑬⑭の共通事項	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人(以下「利用者の家族等」といいます。)に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進歩状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。	
⑮ 減算について (送迎)	サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は、同一建物から利用する場合。	基本利用料から、 利用者負担金 94円の減算
	利用者の居宅と通所介護事業所間で送迎を行わない場合。	基本利用料から、片道につき利用者負担金 47円の減算
介護職員処遇改善加算I	厚生労働大臣が定める基準に適合して、介護職員の賃金の改善等を行っている場合。	(1)+(2)の該当するものの 5.9%に相当する金額
介護職員処遇改善加算II		(1)+(2)の該当するものの 4.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算III		(1)+(2)の該当するものの 2.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算IV		介護職員処遇改善加算IIIの 90%に相当する金額
介護職員処遇改善加算V		介護職員処遇改善加算IIIの 80%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善 加算(I)		(1)+(2)の該当するものの 1.2%に相当する金額
介護職員等特定処遇改善 加算(II)		(1)+(2)の該当するものの 1.0%に相当する金額

※『介護保険給付の対象となるサービス料金』には、1割の負担額が記載されています。

※負担割合は、『介護保険負担割合証』もしくは『介護保険被保険者証』に記載のとおりです。

2. その他の料金

(1) その他の料金

項目	内 容	利用者負担額
食費	昼食	600 円/日
交通費	サービス実施地域以外の場合 ※当センターの通常のサービス実施地域は、 「3. 当事業所の通常のサービス実施地域」に記載。	・片道3キロ未満 1回につき 300 円 ・片道3キロ以上 1回につき 500 円
理美容代	理美容師の出張による、理髪・美容サービスを受けられた場合。	実費 (業者の定める金額)

※利用者が要介護認定・要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受けていない場合には、サービス利用料を一旦全額お支払い頂きます。要介護認定等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(以下「償還払い」という)。又、居宅サービス計画・介護予防ケアプラン(以下「居宅サービス計画等」という。)が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いの場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※提供を受ける通所介護サービスが区分支給限度額を超えた場合、超過分の利用料全額をお支払い頂きます。

3. 当事業所の通常のサービス実施地域

可児市のうち、いかに上げる地域 今渡、石森、柿田、兼山、川合、瀬田、 中恵土、広見。

御嵩町のうち、以下に挙げる地域 顔戸、中、上恵土、比衣、伏見、古屋敷、御嵩。

八百津のうち、以下に挙げる地域 伊岐津志、上飯田、上牧野、八百津、和知